

介護職員等処遇改善加算等算定に係る取り組みについて

具体的な取り組み内容を下記の通り公表します。

【取り組み内容】

こやすの家

区 分	内 容
入職促進に向けた取組	○ 法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化 ○ 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築（採用の実績でも可）
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	○ 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対するユニットリーダー研修、ファーストステップ研修、喀痰吸引、認知症ケア、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等 ○ 上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の機会の確保
両立支援・多様な働き方の推進	○ 子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実 ○ 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備 ○ 有給休暇が取得しやすい雰囲気・意識作りのため、具体的な取得目標（3日以上のお休みを年2回取得、誕生日休暇を年1回取得、付与日数のうち65%以上を取得）を定めた上で、取得状況を定期的に確認し、身近な上司等から積極的な声かけを行っている ○ 有給休暇の取得促進のため、情報共有や複数担当制等により、業務の属人化の解消、業務配分の偏りの解消を行っている
腰痛を含む心身の健康管理	○ 業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減を行っている ○ 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、職員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施 ○ 介護職員の身体への負担軽減のための介護技術の修得支援、職員に対する腰痛対策の研修、管理者に対する雇用管理改善の研修等の実施 ○ 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
生産性向上のための業務改善の取組	○ 厚生労働省が示している「生産性向上ガイドライン」に基づき、業務改善活動の体制構築（委員会やプロジェクトチームの立ち上げ、外部の研修会の活用等）を行っている ○ 現場の課題の見える化（課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等）を実施している ○ 5S活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備を行っている ○ 業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減を行っている ○ 業務内容の明確化と役割分担を行い、介護職員がケアに集中できる環境を整備。特に、間接業務（食事等の準備や片付け、清掃、ベッドメイク、ゴミ捨て等）がある場合は、いわゆる介護助手等の活用や外注等で担うなど、役割の見直しやシフトの組み換え等を行う
やりがい・働きがいの醸成	○ ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善 ○ 地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施 ○ 利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供 ○ ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供